

第5章 今後の進め方

1 住民等との合意形成及び都市計画法に基づく手続の進め方

計画の縮小変更・廃止については、建築制限が長期化している都市計画道路の区域内において、現在の計画に合わせた土地利用（都市計画道路境界に合わせたセットバック）が既になされていることも考えられるため、住民等との合意形成を十分に図る必要があります。

このため、図-17のように対応方針策定後の2014年度（平成26年度）から開始する都市計画法に基づく手続については、影響が市内の広範囲に及び多数の利害関係人が生じると考えられることから、縮小変更・廃止に伴う都市計画の変更（原案）について、法第16条に規定される公聴会を福山市都市計画公聴会規則に則って開催するなど、住民等の皆様の意見を反映させる措置を講じます。

また、地域ごとに状況が異なるため、地域別説明会（西部地域、北部地域、北東地域、中央地域・東部地域、南部地域）を開催する中で、住民等の皆様との合意形成を図りながら手続を進めます。

なお、公聴会等においては、道路網の考え方や各路線の評価内容等を説明するとともに、開催を市広報やホームページで周知します。

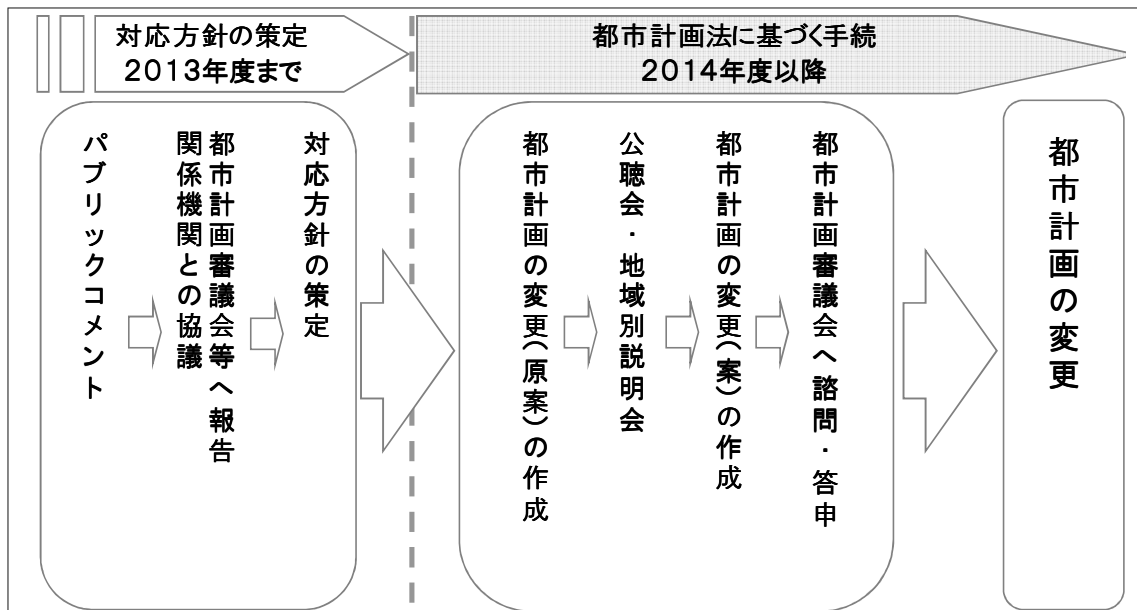


図-17 住民等との合意形成及び都市計画法に基づく手続の流れ

2 次回の都市計画道路網の検討

都市計画道路の計画に当たっては、円滑な都市活動を支え、市民の利便性向上を図り、良好な都市環境を確保するため、土地利用や他の都市施設等の計画と、総合性・一体性に配慮する必要があります。さらに、都市計画決定された都市計画道路は、その整備に相当程度長期間を要するもので、一定の継続性が要請されます。

そのため、未整備の都市計画道路については、長期的視点から必要性が位置づけられてきたことから、単に長期未着手であるとの理由だけで見直しを行うことは望ましくありません。

こうしたことから、次回の都市計画道路網の検討については、今回の取組を終えた後も、社会経済状況の変化や、福山市の将来像を示した「福山市都市マスタープラン」の改訂等を踏まえ、適切な時期に再度検討を行うこととします。

なお、個々の都市計画道路については、これまでも路線単位に適宜、変更等を実施してきており、引続き、路線の状況に応じて変更等を実施します。